

世界医師会（WMA）モスクワ総会出席（報告）の件

WMA モスクワ総会がロシアのモスクワにおいて 2015 年 10 月 14 日から 17 日にかけて開催された。日本医師会からは、横倉義武会長（WMA 理事）、松原謙二副会長（WMA 理事）、石井正三常任理事（WMA 理事及び財務担当役員）が出席した他、日本医師会 Junior Doctors Network（JMA-JDN）から、阿部計大、三島千明、来住知美各医師が参加した。議事では難民問題等 3 つの緊急決議の他修正案含め 12 文書が採択された。学術集会では、松原副会長が「日本医師会による生涯教育制度への取り組み」について講演。国際貿易協定における特別セッションでは、横倉会長が日医の対政府 TPP 交渉の経緯と成果を述べ、WMA に対し、ISDS 条項やラチェット規定により国の医療保険制度が損なわれないよう注視するよう求めた。また、公開討論では、横倉会長から、ギリシャのコス島で瀕死の状態にある「ヒポクラテスの木」の再生のための支援を求めた。新規加盟ではギリシャ医師会の加盟申請が受理され、加盟医師会数は 112 となった。会期中に、CMAAO（アジア大洋州医師会連合）加盟医師会参加者との懇談会を開催したほか、アメリカ医師会、カザフスタン医師会と意見交換を行った。

1. 会 期：平成 27 年 10 月 14 日（水）～17 日（土）

2. 場 所：モスクワ（ロシア）

3. 参加者：横倉会長、松原副会長、石井常任理事、畔柳参与、村田弁護士
JMA-JDN：阿部計大、三島千明、来住知美
（随行）国際課：能登課長、五十嵐主査

4. 日 程：

10 月 12 日	（月）	JDN ミーティング	
13 日	（火）	WMA 役員会議、財務会議、作業部会、JDN ミーティング	
}	14 日	（水）	理事会、医の倫理・財務企画・社会医学各委員会
	15 日	（木）	準会員会議、学術集会「医学教育」
	16 日	（金）	理事会本会議、総会式典
	17 日	（土）	総会全体会議、理事会

5. 参 加

約 300 名：59 加盟各国医師会、Junior Doctors Network: JDN、国際医学生連盟（IFMSA）、赤十字国際委員会、欧州医師常設委員会等

総会の概要

総会初日は、理事会全体会議で開始され、引き続き医の倫理委員会、財務企画委員会、社会医学委員会の常設委員会において文書案、企画案件の審議が行われる。2日目は、準会員会議において、元会長・議長ネットワーク、JDNの報告、文書案の審議等が行われる。学術集会は、午前午後を通じて全体テーマの下、終日講演と質疑応答が行われる。3日目の理事会本会議では、常設委員会からの報告が行われ、個々の文書案について、コメントを求めるため各国医師会に配布、採択のため総会へ付託等の勧告を行う。総会式典では、主催国来賓挨拶、会長の退任および新会長の就任式が行われる。4日目の総会全体会議では、次年度の会長選挙（次期会長）が行われる。引き続き理事会から付託された文書案の審議が行われ、採択の可否が決済される。医の倫理に関する文書案は、採択のために全体の票数の4分の3以上の賛成票を要する。また、加盟申請の受理、将来の会合の開催地の承認等が行われる。その後の理事会では、WMAの運営に掛かる財務についての審議が行われる。

6. 新会長就任および次期会長

新会長（2015-16年）：サー・マイケル・マーモット（イギリス医師会前会長）

次期会長（2016-17年）：ケタン・デサイ（インド医師会元会長）

7. 総会での主な議決事項

（1）緊急決議として採択された文書

「クンドゥズにおける国境なき医師団の病院への爆撃に関する WMA 緊急決議」

スペイン医師会及び南アフリカ医師会提出

アフガニスタンのクンドゥズにおける10月3日の国境なき医師団（MSF）の病院爆撃事件を受け、WMAは深い哀悼の意を表明。病院の爆撃は人権侵害であるとして非難し、独立した組織による調査と責任の所在の明確化を求めた内容。

⇒横倉会長が、「独立した組織による調査」に関して、WMAとして実現性が担保されなければならないと言及。

「世界的難民問題に関する WMA 決議」

イギリス医師会提出

WMAは、シリアからの難民の身体的、精神的健康が損なわれることを認識し、各国政府に対して、局所的、地域的および国際的な紛争を終わらせ、人々の健康、安全、福祉を守るために協力するよう求めた内容。

「トルコにおける医療従事者および医療施設への攻撃を阻止するための WMA 決議」

トルコ医師会提出

WMAは、すべての当事者に対し、医療従事者、患者、医療施設、救急車に対する攻撃を止め、安全確保を徹底し、医師のプロフェッショナル・オートノミーと公

平性を尊重すること等を求めた内容。

(2) 医の倫理関係

1) 採択された文書

「全世界の医学校のカリキュラムに医の倫理と人権を含めることに関するWMA声明修正案」

イギリス医師会による大幅修正案

1999.10 採択／テルアビブ総会 2009.5 大幅修正決定／テルアビブ理事会

WMAは、医の倫理と人権をすべての医学校の教育課程において必須とし試験を行う教科として教えるよう主張する。また、卒後教育、生涯教育にも含めることに言及している。

「精神疾患患者に関わる倫理問題に関するWMA声明修正案」

1995.9 採択／バリ総会、2006.10 改訂／ピラネスバーグ総会（南ア）

本修正案では、精神疾患患者の治療のための倫理基盤を肯定すると同時に、尊厳と人権を尊重し、安寧と権利を支援するという医師の責任についての意識を高め、ニーズを満たすための適切なリソースを提唱することを勧告している。

「医師の専門職としての地位と活動の非差別に関するWMA声明修正案」

1985.10 採択／ブリュッセル総会、2005.5 編集上修正／ディボンヌ理事会

医師の専門職としての地位と非差別に係る差別要因のリストアップ（人種、皮膚の色、宗教、信条、民族的関係、国民的起源、性別、年齢、政治的関係）を削除し、包括的表現（いかなる差別要因に関わらず）に変更。

2) 作業部会（WG）により継続審議される文書

「人間中心の医療に関する WMA 声明案」

アイスランド医師会提出

「人間中心の医療」の原則は、身体的・心理的・社会的・精神的に良好な状態という意味での健康促進を前提。そのために、疾病の抑制、科学と人間との調和に基づき、健康の向上、臨床現場でのよりよいコミュニケーション、人の尊厳に対する尊敬と責任について個人および地域レベルにおける理解を深めることを求めて提案された。日医はWG構成員として関与。

「ヘルスデータベースとバイオバンクにおける倫理的考察に関する宣言案」

ヘルスデータベースの情報およびバイオバンクの人間由来の生物試料の倫理的利用に関する原則を提供。個人情報機密性は、患者－医師関係における信頼性と健全性の維持に必要不可欠であり、患者の臨床上のプライバシーは医師の守秘義務によって保証されている。医療情報や生物試料の利用に際してはインフォー

ムドコンセントを得ることの重要性が含まれるというヘルシンキ宣言の一文を含んでいる。日医はWG構成員として関与。

「ジュネーブ宣言」

本宣言はWMA文書の中でも重要なものに位置することから、作業部会において慎重な改訂作業を開始することとなった。変更の対象は、議論が生じた項目に限定する。日医はWG構成員として関与。

「暴力的状況で医療に従事する医師のためのツールキット案」

イギリス医師会が「Health Care in Danger : HciD (危機的状況にあるヘルスケア)」プロジェクトの枠組み内で作成。WMAのHciD作業部会とは草稿作成中に協議している。本案の出版物は、教育的ツールとしてWMAのサイトで公開することが理事会で承認された。

3) 編集上の修正として承認

「利益相反に関するWMA声明修正案」

2009.10 採択/ニューデリー総会

同声明は、ヘルシンキ宣言(DoH)の2008年版を参照しているため、最新の2013年版DoHの下で編集上の修正を行った。

4) 社会医学委員会に付託される新規文書

「人間のリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)の保護に関するWMA宣言案」

ロシア医師会提出

入手可能なデータに基づき、人間のリプロダクティブ・ヘルスにおける危機を認識すると共に、この領域の課題に対する断固とした対応を要請する。

5) コメントを求めるため各国医師会に回付される新規文書

「出生前の男女産み分けにおける医師の関与に関するWMA決議案」

スイス医師会提出

WMAは、各国医師会が自国政府および立法者に対し、医療上の理由によって用いられるケース以外の出生前の男女産み分けに反対の意を表明し、診断および妊娠中絶への関与を拒否する医師を対象とした保護機構の設置の勧告を要請する。

(3) 社会医学関係

1) 採択されたWMA文書

「アルコールに関するWMA宣言案」

オーストラリア医師会提出

アルコールの害の低減という道義的な目標の概要を述べ、複数の政策分野にまたがる優先策を勧告する。過度のアルコール摂取の害とその低減に最も有効な政策とプログラムによる介入について国と社会に警鐘を鳴らすことは各国医師会の責務であるとしている。

「ストリート・チルドレンへの健康支援の提供に関する WMA 声明案」

フランス医師会提出

WMA は、ストリート・チルドレンの権利に対する一切の侵害や蹂躪、差別や偏見、人身売買をはじめとする虐待・暴力・搾取等を強く非難する。各国医師会に対し、社会的弱者である子どもの基本的権利、ヘルスケアと教育へのアクセスを保証するよう、国レベルの法的機関とともに取り組むよう求めている。

「暴動鎮圧剤に関する WMA 声明案」

トルコ医師会提出

閉ざされた空間における暴動鎮圧剤の不適切な使用は、標的となった人の生命を危険にさらし、人権の侵害に至る可能性があり、管轄区域によっては殺人未遂罪となり得る。WMA は暴露された人々の健康に対する深刻な影響の可能性に鑑み、暴動鎮圧剤の使用を控えることを各国に強く勧告する。

「モバイルヘルスに関する WMA 声明案」

ドイツ医師会提出

本声明は、モバイルヘルスに関連するリスクの注意喚起、患者の安全と利用者のデータを十分に保護するため適切な規制の要請、個々の特定の医療状況で医学的に有意義な形で実施されることを保証することを目的としている。

「核兵器に関する WMA 声明への提案」

JDN 提出

たとえ限定的な核戦争であっても、地球の生態系に壊滅的影響を及ぼすと共に甚大な人的被害と相当数の死亡者をもたらす、その後、世界人口のかなりの割合を食糧不足の危機にさらすものであるとし、各国医師会に対して、一般市民を啓発し、自国の政府に対して核兵器の廃絶に取り組むように働きかけることを求めている。

「医師の安寧に関する WMA 声明案」

JDN 提出

医師はさまざまなストレス要因に晒されているため、医師の福利の水準が低下し、ひいては最適な医療を提供できないおそれがある。ストレス要因を正確に認識し、必要な対策を講じることでその影響を低減できる

「トランスジェンダーに関する WMA 声明案」

ドイツ医師会提出

個人は、性同一性と性表現を期待され。それらは“ジェンダー”の概念そのものを構成する。出生時に判別された性別と異なる兆候を経験する人々である“トランスジェンダー”であること自体は何ら精神的欠陥を意味しない。このことについて、医師のコミュニティ内および一般社会における認識を高めることは、各国医師会の責務である。

「ビタミン D 欠乏症に関する WMA 声明案」

チェコ医師会提出

ビタミン D3 の肝代謝産物の血中濃度低下は、世界中の多くの人々に広く認められる。ビタミン D3 欠乏は、重要な代謝性疾患と関連し、高齢者に多く認められる。WMA および各国医師会は、ビタミン D 欠乏症の予防と治療に関して認識を高める活動を提唱する。

「医師のマスメディアへの出演に関する WMA 指針案」

韓国医師会提出

医療コミュニケーションの強化において、マスメディアは、さまざまな役割を果たすことができる。しかし最近では、一部の医師がマーケティングを目的としてマスメディアに頻繁に出演するケースが増加しており、健康に関する権利や医療倫理に深刻な懸念をもたらしている。本提案は、マスメディアへの出演に関する倫理および原則について、医師および各国医師会への指針を模索するものである。

2) コメントを求めるため各国医師会に回付される文書

「高齢化に関する WMA 声明案」

ブラジル医師会提出

2050 年までに 60 歳を超える人口の割合は 21% を超え、総数は約 20 億人に達するとされている。WMA が優先的に取り組むべきは、医療従事者の育成に焦点を当てた長寿革命への備えである。

「ボクシングに関する WMA 声明修正案」

1983.10 採択／ベニス総会

南アフリカ医師会による大幅修正案

「WHO タバコ規制枠組み条約の実施に関する WMA 決議修正案」

2003.5 採択、理事会決議／ディボンヌ理事会

オーストラリア医師会による修正案

「女性生殖器切除の非難に関する WMA 声明修正案」

1993.10 採択／ブタペスト総会、2005.5 編集上修正／ディボンヌ理事会
イギリス医師会による修正案

「囚人の身体検査に関する WMA 声明修正案」

1993.10 採択／ブタペスト総会
イギリス医師会による修正案

「WMA およびその政策文書についての情報に対する医師の権利に関する WMA 宣言案」

ロシア医師会提出

WMA 政策文書は、医師の立法指針としての役割だけでなく、医師の権利の認識が医療専門家全体の中で比較的低いという事実に基づいている。本宣言案は、教育的手段、すなわち特別コースや出版物といった手段による認知度向上を効果的に行う手法について喚起している。

「健康に対する人権の履行のための主要条件としての医師のプロフェッショナル・オートノミーに関する WMA 宣言案」

ロシア医師会提出

本宣言は、医師のプロフェッショナル・オートノミーの原則が損なわれる可能性がある様々な医療制度モデル、特に医師の活動が「医師と政府」の管理にある混在型モデルに関して原則を重ねて述べるものである。本宣言では、医師の職務上の判断の独立性、最終的には健康に対する人権の見地から、こうした混在型における負の影響について指摘している。

「子どもの肥満に関する WMA 声明案」

イスラエル医師会

増加する子どもの肥満は各国医師会が認識して取り組むべき課題である。本声明では、子どもの肥満の増加の裏にある理由について述べ、増加を抑えるために取り組むべき領域についても提案している。声明は、各国医師会が、子どもの肥満の問題について公衆の認識を高めることを目的とした「World Eat Right Day (世界正しい食事の日)」の設立を促進し、肥満の増加とその健康上および経済上の負担に立ち向かう必要性を強調することを提案する。

3) 作業部会 (WG) を構成して草案を作成する文書

「未成年の人身売買および非合法の養子縁組の防止における医師の役割」

スペイン医師会を中心とした WG による起草作業を継続して行い、2016 年 4 月のブエノスアイレス理事会に文書案を提出予定。

労働者の健康と安全に関する 3つの WMA 文書案を統合

「労働安全衛生に関する WMA 決議案」

トルコ医師会提出

労働安全衛生は公衆衛生と診療の両面において重要な分野である。同分野における医師と各国医師会の活動は、労働安全衛生の改善に著しく貢献する。さらにこの方針が推奨する国内合意の実現により、労働者の健康、ひいては公衆衛生の改善に向けた取組みへの著しい寄与が期待される。

「労働者の健康保護と労働安全のための雇用者の責任に関する WMA 宣言案」

ロシア医師会提出

雇用主の責任に関する国際宣言案。産業医学における雇用主、被雇用者、および医療専門家の責任の概略を示し、職業安全と労働者の権利の潜在的乱用の社会的側面に対処する手段を推奨する。宣言案は、加盟各国が雇用主の責任に関する国内方針を策定する過程において頼るべき指針となることを意図している。

「人間のリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）の保護に関する WMA 宣言案」

ロシア医師会提出

提出入手可能なデータに基づき、人間のリプロダクティブ・ヘルスにおける危機を認識すると共に、この領域の課題に対する断固とした対応を要請する。

武力紛争に関する 3つの WMA 文書案を統合

「領土紛争および武力紛争の解決における人間の生命および健康の優先に関する WMA 宣言案」

ロシア医師会提出

領土紛争および武力紛争の社会医療的意義に言及。難民および武力紛争地域に留まる一般市民の生命と健康を脅かす危険を最小限にとどめるために、各国医師会が取り組むべき支援措置について説明。また、非軍事施設やインフラを意図的に破壊することを糾弾する。

「国の政治的目的を達成する手段として武力紛争を誘発および実行することに関する WMA 声明案」

ポーランド医師会提出

依然として自国の政治目標を達成するために軍事活動を利用している国がある。WMA は、結果として人々への危害や殺害を招くいかなる戦争行為にも強く反対する。

「武力紛争地域における優先的避難および医学的・人道的援助に対する子どもの権利に関する WMA 声明案」

ロシア医師会提出

家族とともに安全な地域へ優先的に避難する子どもの権利を示し、WMA 加盟各国医師会に、紛争地域における子どもの健康の保護に実際的に関わることを要請する。

4) 審議が取りやめとなった文書

「備蓄天然痘ウイルスの廃棄に関する WMA 声明案」

「人間の健康のための生活環境の安全維持に関する WMA 宣言案」

5) アーカイブされる文書

「NCD（慢性疾患）に関する理事会決議」

「技術流出に関する理事会決議」

「ダルフルールでの大虐殺に関する理事会決議」

(4) 財務企画関係

1) 財務報告

- 2014 年度財務報告 承認

- 2016 年度予算 承認

2) 今後の会議開催日程

開催年	会期	開催地
2016 年	4 月 28－30 日	ブエノスアイレス理事会(アルゼンチン)
	10 月 19－22 日	台北総会（台湾）
2017 年	4 月 20－22 日	リビングストン理事会（ザンビア）
	10 月 11－14 日	シカゴ総会（米国）
2018 年	4 月	リガ理事会（ラトビア）
	10 月	レイキャビク総会（アイスランド）

3) 新規加盟医師会の承認

ギリシャ医師会の加盟が承認され、WMA 加盟医師会は 112 医師会となった。

4) 会費の新支払制度

財政安定化のため、会費を 2016 年 5%、2018 年 2.5%、2020 年 2.5%と段階的に引き上げることとなった。

(5) 学術集会

「医学教育」をテーマとして行われ、本会から松原副会長が「日本医師会による生涯教育制度への取り組み」と題して講演を行った。

(6) 準会員会議

1) コメントを求めるため各国医師会に回付される文書

「国際医療科目選択に際しての倫理的考慮事項に関する WMA 声明案」

JDN 提案

「国際医療科目選択」は通常短期（1、2 ヶ月から 1 年未満）で、多くの場合、低・中所得国の医療元資が制限された国々で行われている。各国医師会は、医療科目選択のための最善の実践指針を採択または作成し、派遣元および受入先機関がそれらを実行するよう奨励。

「化石燃料における負の投資に関する WMA 声明案」

温室効果ガスの削減が健康と経済に及ぼす共通利益の理解を確実にするために、WMA が医療団体の協力関係を促進すること、そして主要業務を化石燃料に頼る企業から再生可能エネルギー源を提供する企業へと投資を移動させることを呼びかける。

2) その他議事

・ JDN 報告

役員選挙にて Membership Officer に三島千明 JMA-JDN 副代表が選出された。また、各国 JDN による活動紹介のベストプレゼンテーションに日本が選ばれた。

・ WMA 元会長、元議長ネットワーク報告

(7) 国際貿易協定に関する特別セッション

WMA のオトマー・クロイバー事務総長は、かねてより環大西洋貿易投資連携協定 (TTIP) により当該加盟医師会の国々における医療制度が影響を受け、国民の健康が損なわれることに強い懸念を抱いている。WMA は、本年 4 月のオスロ理事会において「貿易協定と国民の健康に関する決議」を採択し、商業的利益よりも国民の健康を保護、促進、かつ優先し、特に個人や国民全体の健康に影響を及ぼす公共サービスを確保するため、広範な例外規定を保証する貿易協定を支持するとしている。このような経緯から開催された総会における特別セッションで、横倉会長は、10 月 5 日、アトランタで開催された TPP 協定交渉が主

要論点につき大筋合意され、内閣官房より公表された「TPP 協定の概要」には、国民皆保険が守られる旨の文言が盛り込まれたことを紹介し、このことは、日本医師会による政府への長年にわたる交渉の結果であるとし、貿易協定の取り組みにおいて国の医療保険制度が ISDS 条項やラチェット協定による影響で損なわれることがないように、WMA には国民の健康を守るという視点から、このような動きに対し注視し必要とされる勧告を行うことを求めた。

(8) 公開討論

ギリシャのコス島にヒポクラテスがその下で医学を教えたとされる「ヒポクラテスの木」があり、現在瀕死の状態にある。横倉会長は、ヒポクラテスは医学の祖であり、この木を救うことは全世界的な使命として支援を呼びかけた。

8. その他

- ・ CMAAO（アジア大洋州医師会連合）懇談会（15 か国加盟医師会、約 50 名参加）
懇談会には、WMA からアーディス・ホヴェン議長及びオトマー・クロイバー事務総長、また、ロバート・ワーアメリカ医師会前会長が参加した。
- ・ アメリカ医師会と意見交換の場を持った。
- ・ カザフスタン医師会との面談

横倉会長は、カザフスタン医師会アイジャン・ベガイダロブナ・サデイコバ会長と被ばく医療に関する協力について面談を行った。カザフスタン共和国「共和国医療会議所東カザフスタン支部」と長崎県医師会との間で、保健・医療・福祉分野の教育及び研究におけるパートナーシップを深めることを目的とした相互協力と学術交流に関する覚書が本年 8 月 28 日カザフスタン共和国セメイ市で取り交わされている。

以上